

＼ 私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業 ／

★事業の概要

園児の教育・保育に直接関わる職員には、3年目までの職員には月額2万円、4年目以降の職員には月額1万5千円を経験年数を制限せずに支給します。

★対象となる人

以下の①～③にすべて当てはまる人

- ① 姫路市内の私立保育所・認定こども園・幼稚園で保育士または保育教諭として勤務している人
- ② 雇用契約において、労働時間が「月120時間以上」と定められている人
- ③ 保育士登録又は幼稚園教諭の普通免許状を所持していること

★支給される金額

ひと月あたり以下の金額を支給します。

（保育士としての）通算経験年数3年未満の方：20,000円

（保育士としての）通算経験年数3年以上の方：15,000円



★申請に必要なもの

事業者（勤務先）がまとめて申請をおこなうため、必要なものは特にありません。

この事業は、申請を事業者（勤務先）がおこない、事業者（勤務先）から保育士へ処遇改善手当として給与へ上乗せして支給されるものです。